

建指第 65 号
令和 3 年 7 月 7 日

大井町長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



「大井町いこいの村あしがら地区における『都市計画法第 34 条第 2 号』の運用について（協議）」について（回答）

令和 3 年 6 月 29 日付け大地第 35 号で貴職から協議のありました標記のことについては、「観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る『都市計画法第 34 条第 2 号』の運用基準」に適合しているものと認められますので、異議ありません。

なお、取扱基準を施行する際は、改めて報告を行うようお願いします。

問合せ先

県土整備局建築住宅部

建築指導課開発指導グループ 鈴木 小濱

電話 045-210-4248（直通）